

# 利用料金表

ヘルパーステーションしらさぎ桜苑

## 【介護保険の法定利用料及び利用者の負担概算】

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として自己負担の割合は1割となります。  
(平成27年8月より一定以上の所得のある方については自己負担の割合が2割となります。)

### (1) 身体介護型

	単位数	23区の訪問介護料金	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)
20分未満(*1)	165単位	1,881円	189円	377円
20分以上30分未満	245単位	2,793円	280円	559円
30分以上1時間未満	388単位	4,423円	443円	885円
1時間以上1時間半未満	564単位	6,429円	643円	1,286円

上記の身体介護に引き続き身体介護を30分以上行った場合は、30分を増すごとに80単位を加算いたします。

(\*1) 日中実施の場合は定期巡回・随時対応サービスの指定か実施の意思がある場合に限ります。

### (2) 生活援助型

	単位数	23区の訪問介護料金	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)
20分以上45分未満	183単位	2,086円	209円	418円
45分以上	225単位	2,565円	257円	513円

(\*2) 身体介護に引き続き生活援助を行った場合は、20分以上67単位45分以上134単位70分以上201単位になります。

### (3) 加算料金

〈初回加算〉新規に訪問介護計画を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。  
200単位/月加算 利用者負担金/228円(1割負担)・456円(2割負担)

〈緊急時訪問介護加算〉利用者や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーとの連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

100単位/回加算利用者負担金/114円(1割負担)・228円(2割負担)

〈生活機能向上連携加算〉指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等による指定訪問リハビリテーション又は、指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅に訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成し、理学療法士等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を行った場合。初回の訪問介護が行われた日の属する月以降、3月間。

100単位/回加算 利用者負担金/114円(1割負担)・228円(2割負担)

〈処遇改善加算〉介護職員の賃金の改善等実施している事業所に対して所定の単価数137/1000に相当する単位数分を算定。

#### (4) 減算料金

事務所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者を訪問する場合。90/100に相当する単位数を算定。

#### 時間外料金

通常の間時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前 6時から 午前 8時まで	午後 6時から 午後 10時まで	午後 10時から 午前 6時まで
割合	25%	25%	50%

- ・ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として訪問介護料金(料金表)の自己負担金(1割・2割)です。ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は、全額自己負担になります。
- ・ やむを得ない事情で、かつ、利用者の方の同意を得て2人で訪問した場合、2人分の料金となります。
- ・ 利用者都合により、指定の日時までにキャンセルの連絡が無くキャンセルとなった場合は、訪問介護料の1割に相当する額をご負担いただきます。

#### 【介護保険外の利用料】

##### (1) 交通費〔通常の訪問介護地域(中野区・練馬区・杉並区)以外への訪問〕

事業所の実施区域を越える地点から、片道1キロメートルごとに100円、別途消費税がかかります。

##### (2) 介護保険支給限度額を超える訪問介護利用料は全額自己負担となり、金額は介護保険単価に準じます。 1単位 11.4円